令和４年５月１７日

令和４年度宝くじ公式サイトでのインターネット販売ＰＲ補助金募集要領

一般財団法人全国市町村振興協会

１　目的

宝くじ公式サイト（以下「サイト」という。）でのインターネット販売について、さらなるサイトの会員数及び売上の増加に向けた広報を行う市町村に対して、広報経費の一助となるよう補助金を交付し、市町村振興宝くじの売上向上に繋げることを目的とする。

２　内容

　　本募集は、宝くじの受託銀行等であるみずほ銀行の協力を得ながら、一般財団法人全国市町村振興協会（以下「全国協会」という。）が主体となり、都道府県市町村振興協会（以下「地方協会」という。）と連携して行うもので、みずほ銀行が指定する広告（以下、「広告」という。）を独自の広報媒体に掲載し、サイトの広報を行う市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。ただし、政令指定都市を除く。）を、地方協会を介して募集する。

３　補助対象広報媒体及び補助要件

　　補助対象広報媒体は、次の広報媒体とし、両方またはいずれか一方に広告を掲載した場合、その広報経費の一助となるよう補助金を交付する。

　　なお、広告データ（広告原稿）は現在作成中であり、６月上旬までには提供する。

　　また、補助対象広報媒体以外にも、広告を掲載できる独自の広報媒体（メールマガジン、SNS等）がある場合は、広告データを使用して自主的にサイトの周知に努めること。

|  |  |
| --- | --- |
| (１) | 市町村が住民向けに発行する広報誌（以下「広報誌」という。） |
| 補　　助　　要　　件 | ア　令和４年８月１日から１２月３１日までの間に発行される広報誌（令和５年１月号であっても、令和４年１２月３１日までに発行される広報誌を含む）に１回以上掲載すること。イ 広告データは、次の６種類のうちいずれかを用いること。（ア）広報誌１（H148㎜×W105㎜）（イ）広報誌２（H 40㎜×W170㎜）（ウ）広報誌３（H 40㎜×W170㎜・主にクイックワンをＰＲする広告）（エ）広報誌４（H 40㎜×W 80㎜）（オ）広報誌５（H 40㎜×W 80㎜・主にクイックワンをＰＲする広告）（カ）広報誌６（H 30㎜×W 50㎜・主にクイックワンをＰＲする広告）ウ 広告の色は、６種類ともに、カラー版及びモノクロ版を用意していること。また、自ら色の調整する場合に限り、２色版も補助対象とする。 |

|  |  |
| --- | --- |
| (２) | 市町村のホームページ内に表示されるバナー（以下「バナー」という。） |
| 補　　助　　要　　件 | ア 令和４年８月１日から１２月３１日までの間で、１ヶ月間以上掲載するバナーであること。なお、バナーを使用した広報を行う環境が整っていない市町村の場合は、市町村のホームページ内の「お知らせ」等で、サイトに関する記事を１回以上掲載することで代替できるものとするが、下記イの広告データを用いること及び下記ウのサイトへのリンクを張ることは、同様とする。イ　広告データは、次の２種類のうちいずれかを用いること。なお、広告の色は、カラー版のみとする。（ア）バナー１（H40px×W120px（約H10㎜×W30㎜））（イ）バナー２（H60px×W120px（約H15㎜×W30㎜））ウ　バナーのリンク先は、サイトトップページ（https://www.takarakuji-official.jp）とすること。 |

４　補助金の額

（１）補助金の総額は３，０００万円とし、都道府県ごとの補助金の上限額は５０万円（地方協会が一時負担する振込手数料（以下「振込手数料」という。）を除く。）とする。

　　　ただし、市町村から合計５０万円を超える補助金の回答があり、他の都道府県分の補助金に余裕がある場合に限り、５０万円を超えて補助金を交付することができる。

（２）市町村に対する補助金の上限額は、掲載回数及び掲載期間を問わず、人口（回答時の住民基本台帳に基づく人口）及び実施広報媒体に応じて１市町村につき次表のとおりとする。

（３）広告料の規定がない市町村の場合、次表の上限額の範囲内で、市町村が申請する額を補助金の額とする。

（４）広告料の規定がある市町村の場合、規定に基づいて算定した広告料が、次表の上限額を上回るときは上限額を補助金の額とし、下回るときは規定されている広告料を補助金の額とする。

（５）補助金の財源は、宝くじ発売団体（都道府県及び政令指定都市）の委託経費の一部から、みずほ銀行、全国協会及び地方協会を経由して支出されるものであり、市町村への補助金及び振込手数料に限り充当できる。

（市町村に対する補助金の額の決定方法）

**広告料の規定**

あ　り

な　し

**算定した広告料**

【補助金上限額表】

上限額表の

金額を

下回る場合

算定した広告料 ＝ 補助金の額

上限額表の

金額を

上回る場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　　　　　 広 報 媒 体人　　口 | 広報誌及びバナー両方 | 広報誌またはバナーいずれか一方のみ |
| ５万人未満 | ３万円 | １.５万円 |
| ５万人以上１０万人未満 | ４万円 | ２万円 |
| １０万人以上 | ５万円 | ２.５万円 |

５　選定の基準

補助金を交付する市町村の選定は、次の基準に基づき地方協会で優先順位を付け、全国協会が補助要件に該当しているか確認し、みずほ銀行が決定する。

（１）広報誌及びバナーの両方で広報を行う市町村を優先すること。

（２）広報誌またはバナーいずれか一方の場合、バナーで広報を行う市町村を優先すること。

６　補助金の決定取消

次のいずれかの場合に該当する広告を掲載した場合は、補助金の決定を取り消すものとする。

（１）みずほ銀行が指定したもの以外の広告を掲載した場合。

（２）広報誌において、縮小した広告を掲載した場合。

なお、広告を編集することは、原則として禁止とするが、広告枠に合わせて縦横比が均等になるようサイズを拡大することは可能とする（バナーにおいては、広告枠に合わせて縦横比が均等になるようサイズを拡大または縮小することは可能とする。）。

（３）掲載した広告に不備がある場合（ＱＲコード読込不可、リンク不具合等）。

７　事務手続き

（１）募集・申請・選定の事務フロー

②募集照会

①協力依頼（本件）

み ず ほ 銀 行

全　国　協　会

地　方　協　会

市　町　村

⑤申請の取りまとめ

④申請

③回答

⑥選定結果通知

⑧選定結果通知

⑦選定結果通知

＜上記フローに係る補足説明及びスケジュール＞

③　広告を掲載できる市町村（以下「回答市町村」という。）は、令和４年６月８日（水）までに、**別紙１**「広告掲載回答書」（以下「回答書」という。）を地方協会に提出する。

また、回答市町村において広告料の規定がある場合は、該当箇所にマーカー等を引いた規定を回答書に添付して提出する。

なお、有料広告の取扱いを広告代理店等に委託している場合は、回答市町村の代わりに広告代理店等が事務手続を行うこともかまわないこととする（別途、消費税が掛かる場合は、税込金額を記入することに注意する。）。

④　地方協会は、回答書の提出があった場合、上記５の選定の基準に基づき、補助金を交付する市町村に優先順位を付けたうえで、当該回答書（広告料の規定がある場合はそれも含む。）の写しを添付して、令和４年６月１５日（水）までに、**別紙２**「宝くじ公式サイトでのインターネット販売ＰＲ補助金申請書」（以下「申請書」という。）を全国協会にメールで提出する。

なお、申請書には、上記４（１）に都道府県ごとの補助金の上限額が５０万円と規定されているので、優先順位は忘れずに付ける（他の都道府県分の補助金に余裕がある場合に限り、５０万円を超えて補助金の決定を受けられる可能性があるので、回答があった全ての市町村を記入する。）。

⑦　全国協会は、令和４年６月下旬に、**別紙３**「宝くじ公式サイトでのインターネット販売ＰＲ補助金決定通知書」を、申請書を提出した地方協会（以下「申請地方協会」という。）に通知する。

⑧　地方協会は、令和４年７月上旬までに、補助先として決定された回答市町村（以下「広報実施市町村」という。）にその旨を通知する。

（２）広告掲載後の事務フロー

①補助金請求

・広告掲載報告

申 請 地 方 協 会

広 報 実 施 市 町 村

全　国　協　会

み ず ほ 銀 行

④広告掲載報告書等

の取りまとめ

・支払申請書提出

⑥補助金総額の請求

②広告の確認後補助金交付

⑤補助金交付

⑦補助金総額の振込

③領収書提出

＜上記フローに係る補足説明＞

①　広報実施市町村は、回答した全ての広報を実施した後、広告掲載広報誌２部（広報誌に広告を複数回掲載した場合は各２部）またはバナーの広告が表示されたページのカラー出力紙２部（複数ページにバナーの広告を掲載した場合は各２部）あるいはその両方を添付して、速やかに**別紙４**「請求書」及び**別紙５**「広告掲載報告書」を申請地方協会に提出する。

②　申請地方協会は、回答書のとおり、補助対象広報媒体において広報が実施されているか確認した後（特に、上記６補助金の決定取消に抵触していないか確認し、抵触した広報実施市町村には、補助金を取り消すことを通知する。）、広報実施市町村に補助金を交付する。

③　広報実施市町村は、入金を確認した後、速やかに**別紙６**「領収書」を申請地方協会に提出する。

　　なお、領収書については、日付は、補助金が金融機関口座に振り込まれた日付としなければならないこと、また、領収金額は、補助金の額と一致しなければならないことに注意する。

また、領収者が、市町村（地方公共団体）ではなく広告代理店等であって、領収金額が５万円の場合は、収入印紙２００円を貼付・割印しなければならないことに注意する（収入印紙２００円は、自己負担となる。）。

④　申請地方協会は、広告掲載報告書及び領収書を取りまとめるとともに、上記②で負担した振込手数料に係る振込依頼書（振込手数料の実費が分かるもの）も取りまとめ、令和５年１月２３日（月）までに、広告掲載広報誌各１部またはバナーの広告が表示されたページのカラー出力紙各１部あるいはその両方を添付するとともに、広報実施市町村から提出された広告掲載報告書及び領収書の写しに加え、振込依頼書の写しも添付して、**別紙７**「宝くじ公式サイトでのインターネット販売ＰＲ補助金支払申請書」（以下「支払申請書」という。）を全国協会に提出する。

⑤　全国協会は、支払申請書を確認した後、令和５年２月下旬までに、申請地方協会に補助金を交付する。

⑥　全国協会は、申請地方協会から提出された書類一式（支払申請書は写し）を添付して、みずほ銀行に補助金を請求する。

（３）広告データの提供方法

ア　全国協会は、広告データをクラウド ストレージ（Dropbox）に格納し、令和４年６月上旬までにメールでＵＲＬを通知するので、申請地方協会は、広報実施市町村にそのメールを転送するとともに、広報誌に広告を掲載するための作業に取り組み、そのメールを受信した広報実施市町村は、広告データをダウンロードする。

　　イ　提供される広告データは、次のファイルとする。

　　　・ ａｉファイル（Illustrator）

・ ＰＤＦファイル（Illustratorがインストールされていないパソコンでも、広告のデザインが見られるように併せて提供。）

８　その他

（１）提出書類の取り扱い

上記４（５）のとおり、補助金は宝くじ発売団体の委託経費から支出されるので、提出された書類一式は、みずほ銀行から宝くじ発売団体に提出されるものであることを了解すること。

（２）照会先

　　　一般財団法人全国市町村振興協会　山﨑 ／ 西川 ／ 我妻

TEL ： 03-3237-9741 ／ e-mail : jmdc@jmdc.jp